

鹿児島県原子力安全・避難計画等

令和6年8月21日に第24回の専門委員会が開催されました。県や委員から様々な意見や助言がありました。

川内原子力発電所の安全性の確認について

① 更なる安全性・信頼性向上への取組に係る進捗状況(説明:九州電力)

○ 使用済燃料プールの共用化・タービン動補助給水ポンプの取替え

令和6年1月17日、九州電力は、原子力規制委員会に対し、川内原子力発電所1,2号機の原子炉設置変更許可申請を行いました。

- 1,2号機ごとに貯蔵している使用済燃料について、貯蔵の運用性の向上を図るため、互いの使用済燃料が貯蔵できるように1,2号機の使用済燃料プールの共用化を計画しています。
- タービン動補助給水ポンプは、蒸気発生器への通常の給水ができなくなった場合に、原子炉から発生する熱を除去するための安全上重要な設備で、事故時の運転操作を簡素化することができるポンプへ取替えを計画しています。

質疑応答

Q. 万一事故が起きた場合、原子炉から発生する熱の除去は、タービン動補助給水ポンプがなくてもできるのか。

A. 電源確保ができれば、電動補助給水ポンプにより蒸気発生器に給水し、原子炉を冷やすことができる。タービン動補助給水ポンプは、電源がないときのバックアップとして蒸気でポンプを動かし蒸気発生器に給水するものである。

○ 能登半島地震(隆起)を踏まえた対応

川内原子力発電所では、万一重大事故が発生した場合でも、原子炉や原子炉格納容器を冷却できるよう、海水を取り出す可搬型のポンプ等を配備しています。

令和6年能登半島地震で約4mの地盤隆起が発生したことを踏まえ、本年6月に海水取水訓練を行いました。

重大事故時の取水ポイントとして設定している箇所が隆起により取水できないことを想定し、代替取水箇所に移動式大容量ポンプ車を設置し、海水が取水できることを確認しました。



防災専門委員会

九州電力からの報告を受けて、



今回の専門委員会の内容は
県ホームページに掲載しています
鹿児島県 専門委員会

② 川内原子力発電所1,2号機の長期施設管理計画に係る認可申請内容(説明:九州電力)

令和6年6月24日、九州電力は、原子力規制委員会に対し、川内原子力発電所1,2号機の長期施設管理計画認可申請を行いました。(申請内容は「原子力だよりかごしまNo. 151」の3ページにも掲載しています。)

今回の専門委員会では、同計画の策定のもととなる1,2号機の運転期間延長認可申請の内容に加えて、新たに追加された「製造中止品に対する管理(サプライチェーンの管理)」や「品質マネジメントシステムに基づく劣化管理」について説明がありました。

○ 製造中止品に対する管理(サプライチェーンの管理)

発電所の機器や構造物の機能を維持するため、製造中止品等に対する管理として、メーカーや他の電力会社と情報共有し対応策を検討するなどの措置を定めています。

質疑応答

Q. 製造中止品に対しては、様々な部品単位での管理がなされるとのことだが、材質管理も含まれるのか。

A. 材質も含めた管理を行っている。

○ 品質マネジメントシステムに基づく劣化管理

原子炉施設保安規定に定めている品質マネジメントシステムをもとに、劣化管理に関する計画、点検・検査等の実施、その結果の評価及び改善の一連のプロセスを定めています。

③ 「震源を特定せず策定する地震動」の策定に係る専門委員会の意見書(説明:鹿児島県)

川内原子力発電所における「震源を特定せず策定する地震動」の策定については、これまで4回(第15,16,22,23回)の専門委員会において、委員からさまざまな御意見や御質問が出されるなど活発な議論がなされてきました。

今回の専門委員会では、これまでの議論を踏まえて、「震源を特定せず策定する地震動の策定について、特段の問題はないことを確認した」旨の意見書がとりまとめられました。

委員会方針 川内原子力発電所の耐震安全性の向上に係る考え方や実際の対応については、専門委員会において継続的に確認していく。

「川内原子力発電所に関する安全協定」に基づき、令和3年4月26日に九州電力から県に対して事前協議のあった「震源を特定せず策定する地震動」の策定について、令和6年8月28日に了承する旨回答しました。